

三重県医師修学資金貸与制度の概要

医療対策局地域医療推進課

(1) 対象者

- ・医学部医学科学生（1年生から6年生）
- ・出身地および医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とします

(2) 貸与額

- ・入学初年度（大学1年生） 1,517,800円
 - ・次年度以降（大学2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円
- （参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

(3) 返還免除条件

- ・医学部を卒業後に、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除します
 - ※ 返還免除のための勤務にあたっては、貸与者の勤務先の意向を確認しながら、三重県地域医療支援センターにおいて、勤務希望の病院との調整などの支援を行います
 - ※ 医学生が多様な将来設計に対応するため、免除条件を数パターン用意しています

① 県内勤務医コース

- ・卒後県内10年間勤務

例) 勤務医コース

	初期研修	県内病院勤務
時期	卒後1・2年	卒後3年目～10年目 (留学等の理由で2年間まで一時停止可能)
場所	県内研修病院 (※1)	以下のア～エの県内医療機関(※2)で勤務 (勤務地の移動等の制限なし)

※1 県内研修病院（県内にある国が定める臨床研修病院）で修了すること。

※2 県内医療機関

ア 救急告示病院

三重県内の救急告示病院（H24.4月現在55病院）で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、小児など）、心臓血管、胸部、形成、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務。

救急医療に専従する必要はなく、上記診療科の医師として県内の救急告示病院に勤務すれば、救急医療に従事しているとみなします。

- イ 小児救急医療拠点病院（H24.4月現在1病院）及び地域小児救急医療センター（H24.4月現在3病院）
- ウ 二次救急医療施設（H24.4月現在33病院）、三次救急医療施設（H24.4月現在4病院）及び三重県精神科救急医療システム救急医療施設等（H24.4月現在15病院）
- エ ヘき地医療拠点病院及びヘき地診療所（H24.12月現在8病院、24診療所）並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項に規定する総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町並びに同法第33条第2項に規定する過疎地域とみなされる区域の県内の公立の医療機関（2病院、6診療所）

②ヘき地医療コース

- ・内科・外科コース…………… 卒後県内7年間勤務（ヘき地勤務4年）
- ・小児科・産婦人科コース…… 卒後県内6年間勤務（ヘき地勤務2年）

例)ヘき地内科・外科コース

	初期研修	ヘき地勤務	専門研修	ヘき地勤務
時 期	卒後1・2年目	卒後3・4年目	卒後5年目	卒後6・7年目
場 所	県内研修病院 (※1)	ヘき地大病院 (※3)	県内研修病院 (※1)	ヘき地小病院(診療所) (※4)

※3 ヘき地大病院 … 紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院

※4 ヘき地小病院（診療所） … 報徳病院、南伊勢病院および過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、山村振興法の指定地域にあるヘき地診療所

例)ヘき地小児科・産婦人科コース

	初期研修	専門研修	ヘき地勤務
時 期	卒後1・2年目	卒後3・4年目	卒後5・6年目
場 所	県内研修病院 (※1)	県内研修病院 (※1)	ヘき地大病院 ヘき地小病院(診療所) (※3・4)

(4) その他

- ・申し込み頂いた方は三重県地域医療支援センターへ登録させていただき、卒業後のキャリアアップに関する情報提供、助言等の支援をいたします。

三重県医師修学資金貸与制度 Q&A

Q1 どれだけの金額貸与してもらえますか？

→入学の年に1,517,800円、2年目以降は1,235,800円の貸与が受けられます。(6年間借りた場合7,696,800円)

Q2 三重県出身じゃないと貸与が受けられませんか？

→三重県出身の方はもちろん、県外出身の方でも大学卒業後県内で一定期間勤務する意志があれば貸与を受けることができます。

Q3 三重大学の医学生だけが対象ですか？

→三重大学の医学生だけでなく、他の国公立大学や私立大学の医学生も対象です。

Q4 1年生しか貸与が受けられないのですか？

→何年生でも貸与を受けられます。ただし、何年生から貸与を受けても返還免除期間は同じです。

Q5 他の奨学金制度との併用は可能ですか？

→日本学生支援機構などの就労義務のない奨学金であれば併用は可能です。

Q6 貸与の条件に保護者の収入制限がありますか？

→申請に必要な書類として連帯保証人の所得証明を添付していただきますが、保護者の収入制限は特にありません。ただし明らかに返済能力のない方は除きます。

Q7 貸与を受けたい場合はどうすればいいですか？

→申請期間は平成25年4月1日から平成25年6月28日(※当日必着)までですので、この期間中に申請書類を提出してください。なお、申請書類はホームページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/oinainet/syugaku.htm>)にアップしますのでダウンロードしていただくか、地域医療推進課までご連絡いただければ郵送致します。

Q8 申請したらどのように貸与が決まりますか？

→申請いただいた方については、夏休み中に面接を行い、貸与者を決定する予定です。貸与が決定した方には借用書等を提出いただき、9月に1年目の修学資金を入金します。2年目以降は4月末に入金します。

Q9 返還免除になるためにはどうすればいいですか？

→将来選択するプログラムにより、初期臨床研修を含む以下の年数勤務すれば返還免除となります。

○県内勤務医プログラムの場合

- ・県内救急病院または規則で定める救急医療機関等10年勤務

○へき地プログラムの場合

- ・小児科、産婦人科は県内勤務6年間(へき地義務2年)
- ・内科、外科は県内勤務7年(へき地義務4年)

Q10 返還する場合は借りた金額を返還すればよいのですか？

→県内での勤務することができないなどの理由により返還していただく場合は、貸与した額に年10%の利息をつけて返還していただくこととなります。

Q11 申請時にプログラムや診療科を決めなければいけませんか？

→申請時は将来県内で勤務する意志があれば問題ありません。どのプログラムや診療科を選ぶかについては臨床研修の2年目に決めてもらいます。

Q12 大学卒業後の臨床研修先や3年目以降の勤務先は自分で決められますか？

→勤務先は貸与者ご自身で選択いただけます。なお、今後、修学資金の貸与を受けた医師の返還免除のための勤務が大幅に増加する見込みとなっていますので、スムーズに後期臨床研修を受けていただくために、三重県地域医療支援センターが、皆さんの勤務先の意向を確認しながら、勤務希望の病院との調整を致します。

Q13 県内勤務医コース選択時は救急医療に専従しないといけませんか？

→救急医療に専従する必要はありません。県内救急病院又は規則で定める救急医療機関等で通常の勤務をしていれば救急医療に何らかの関わりを持ちますので、それをもって救急医療に従事しているとみなします。

Q14 初期臨床研修は県外で研修を受けることができますか？

→初期臨床研修は、必ず県内の臨床研修病院で修了しなければなりません。県外の臨床研修病院で研修を開始・修了した場合は、修学資金を返還していただくこととなります。ただし、県内の臨床研修病院の研修プログラムの一環として、当該プログラムの研修協力施設の県外の臨床研修病院で研修を受ける場合は、返還免除のための勤務をしているとみなします。

Q15 初期臨床研修終了後、大学院への進学や国内外への留学はできますか？

→県内勤務医プログラムの場合は2年間まで県内救急病院での勤務を中断することができますので、初期臨床研修後に2年以内の留学は可能です。大学院に関しては、研究のみを行っている期間は中断とみなしますので、大学院で研究のみに従事する期間は最大で2年間です。ただし、三重大学大学院に在籍しながら大学病院病棟業務等に従事している場合は勤務医を継続しているとみなします。

Q16 産休や育休をとると返還の対象となりますか？

→法律の定めによる産休及び育休は返還の対象にはなりません。産休については勤務期間とみなし、育休については中断とみなします。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

三重県健康福祉部医療対策局 地域医療推進課 医師確保対策グループ

電話 059-224-2326 E-mail chiiry@pref.mie.jp

三重県医師修学資金制度申請書類について

本制度に申請いただく場合は、下記の書類を整えて平成25年6月28日(金)までに下記事務担当宛て申請してください。

記

1. 修学資金貸与申請書(第1号様式)
2. 大学の在学証明書
3. 住民票又はこれに代わるもの(市町村役場発行のもの)
4. 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(要綱第1号様式)
5. 連帯保証人の所得証明書(市町村役場発行のもの)
6. 誓約書(要綱第2号様式)
7. 三重県医師修学資金応募理由書(要綱第3号様式)

※ 申請いただいた後、面接を行い貸与者を決定いたします。

事務担当

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県健康福祉部医療対策局

地域医療推進課 医師確保対策グループ

TEL:059-224-2326 FAX:059-224-2340

Email:chiiry@pref.mie.jp

第1号様式（第7条関係）

修学資金貸与申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者（本人）氏名

印

修学資金の貸与を受けたいので、三重県医師修学資金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例及び三重県医師修学資金貸与規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、へき地医療機関等又は救急病院若しくは救急医療機関等における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな		大学名等	大学	
	氏名			学科	
	生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)		所属する学年	
	現住所及び電話番号	〒 () -			
	帰省先住所及び電話番号	〒 () -			
連帯保証人	氏名		印	生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)
	現住所及び電話番号	〒 () -			続柄

添付書類

- 1 大学の在学証明書
- 2 住民票又はこれに代わるもの
- 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書
- 4 連帯保証人の所得証明書
- 5 その他知事が必要と認めるもの

修学資金貸与者推薦調書				
学校名		推薦順位		
(ふりがな)		入学年月	平成	年 月
氏名		卒業予定年月	平成	年 月
生年月日	年 月 日生 (歳)	在学年	第	学年
学力評価	区分	学力基準の内容 (各項目のいずれかに該当すれば可)		該当に○
	A	① 1年生の場合、入学試験の成績が上位1/3以上		
		② 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位1/3以上		
	B	① 1年生の場合、入学試験の成績が上位1/2以上1/3未満		
		② 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位1/2以上1/3未満		
	C	① 1年生の場合、入学試験の成績が上位2/3以上1/2未満		
② 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位2/3以上1/2未満				
D	上記以外の者			
健康状態	① 修学に十分耐えうるものと認められた者			<input type="checkbox"/> 適
	② 卒業後、県内のへき地医療機関等又は救急病院若しくは救急医療機関等において業務を十分行うことができると見込まれる者			<input type="checkbox"/> 適
	健康上の特記事項 (任意記入)			
その他意見	(申請者の人物評価等その他推薦事項：任意記入)			
<p>上記の者は修学資金貸与者として適当と認められますので推薦をします。</p> <p>三重県知事 宛て</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大学の学長又は学部長</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

※2名以上推薦の場合に必要な場合は推薦順位を記載してください。なお、審査の参考とさせていただきますので御了承ください。

要綱第2号様式

誓約書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

三重県医師修学資金返還免除に関する条例及び三重県医師修学資金貸与規則に定める趣旨に従い、貴県内のへき地医療機関等又は救急病院若しくは救急医療機関等の業務に従事することを確約します。

